

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人北陸銀行奨学助成財団（以下「この法人」という。）の定款第17条、第34条及び45条第4項から第6項までの規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2. 非常勤役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
3. 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の非常勤役員に対する報酬は別表第1「非常勤役員の報酬」に基づき支払うものとする。

2. 各評議員の報酬等は、定款第17条に定める金額の範囲内において別表第2に基づき支払うものとする。

（報酬の支給日）

第5条 非常勤役員には、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

2. 評議員には、評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(通勤費)

第6条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

平成23年9月15日施行

平成30年5月11日一部改訂

別表第1 非常勤役員の報酬
無報酬とする

別表第2 評議員の報酬
無報酬とする